

日本学生支援機構奨学金

令和2年7月3日からの大雨による災害に係る災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）

別紙の通り災害救助法適用地域及び適用日が定められました。希望者は学生支援事務室までご相談ください。

1. 災害救助法適用地域及び適用日

適用地域：2県8市7町5村（熊本県及び鹿児島県内）

災害救助法適用日：2020年7月4日

2. 給付奨学金家計急変採用

| | |
|--|--|
| 家計急変の事由及び証明書類家計急変の事由 | 証明書類 |
| D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由A～C（「給付奨学金案内－家計急変」等を参照）のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生 | 罹災証明書 （注意）「給付奨学金案内－家計急変」に記載の「事情書（所定様式）」は提出不要です。 |

3. 貸与始期及び貸与終期

| 奨学金の種類 | 貸与始期 | 貸与終期 |
|--------------|---------------------|-------------------------|
| 緊急採用（第一種奨学金） | 2020年7月以降で申込者が希望する月 | 2021年3月 （条件によって延長可能） |
| 応急採用（第二種奨学金） | 2020年4月以降で申込者が希望する月 | 修業年限の終了月まで |

令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる被害地域

【長野県】

松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町（第5報、法適用日：令和2年7月8日）

【岐阜県】

高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市（第8報、法適用日：令和2年7月8日）

【福岡県】

大牟田市、八女市、みやま市（第4報、法適用日：令和2年7月6日）
久留米市（第6報、法適用日：令和2年7月6日）

【熊本県】

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町（第1報、法適用日：令和2年7月4日）

【大分県】

日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町（第7報、法適用日：令和2年7月6日）

【鹿児島県】

阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町（第2報、法適用日：令和2年7月4日）
鹿屋市、曾於市、志布志市（第3報、法適用日：令和2年7月4日）